

今後検討を予定している具体的な事例
(現在厚生労働省として検討している
事例であり、今後関係省庁と要調整)

厚生労働省

【子育て・生活支援策の3本柱】

- 1 必要なときに必ず利用できる保育所や放課後児童クラブ
- 2 母子生活支援施設など自立に向けた生活の場の整備
- 3 親の疾病等にきめ細かく対応した子育て支援サービス

【就労支援策の3本柱】

- 1 より良い就業に向けた能力の開発
- 2 母子家庭の母の状況に応じた就業のあっせん
- 3 所得の増大に結びつく雇用機会創出のための支援

【養育費施策の3本柱】

- 1 養育費支払いについての社会的気運の醸成
- 2 養育費についての取り決めの促進
- 3 養育費取得のための司法手続へのアクセスの確保

【経済的支援等】

- 1 市等における総合的な支援
- 2 母子寡婦福祉貸付金の充実

【子育て・生活支援策の3本柱】

- 1 必要なときに必ず利用できる保育所や放課後児童クラブ
- 2 母子生活支援施設など自立に向けた生活の場の整備
- 3 親の疾病等にきめ細かく対応した子育て支援サービス

1 必要な時に必ず利用できる保育所や放課後児童クラブ

① 保育所への優先入所の法定化

母子家庭の母が、就労、求職活動、職業訓練を行っている場合、その児童の保育所への優先入所について法律に明記（母子寡婦福祉法の改正を検討）

② 放課後児童クラブの拡充

- 放課後児童クラブについて母子家庭の児童を優先的に利用に配慮
- 母子生活支援施設への放課後児童クラブ等機能の付与により母子家庭の児童の福祉を推進

2 母子生活支援施設など自立に向けた生活の場の整備

① 母子生活支援施設の新たな機能の創設等

- 母子家庭の自立を支援する「母子生活支援施設」について、都市部等において小規模で設置できるサテライト型やグループホーム型を検討
- 公設民営方式による母子生活支援施設の整備の推進
- 母子生活支援施設に保育所機能、放課後児童クラブ等機能を付与
- 地域で生活する母子に対して子育て支援・相談等生活支援を実施
- 許可を受けて、無料職業紹介事業の実施を推進

②住宅対策の充実（国土交通省）

- 公営住宅の優先入居を引き続き推進
- 地方公共団体が民間の賃貸住宅を借上げて公営住宅として管理し、低所得の母子家庭向けに賃貸する公営住宅の借上げ制度の活用を推進
- 賃貸住宅に入居する場合の家賃保証の仕組みについて、民間サービスの活用を含めて、検討

③ひとり親家庭の情報交換の場等の設定

- ひとり親家庭が定期的集い、互いに情報交換・交流・相談できる場を設定
- 離婚等による児童の葛藤の緩和や地域での孤立化を防ぐため、子どもの気持ちの分かる大学生等心の支えとなる者を派遣する事業の大幅拡充

3 親の疾病等にきめ細かく対応できる子育て支援サービス

①介護人派遣事業の再編

- 現行の「介護人派遣事業」（昼間、居宅において介護等を実施）について、利用者のニーズに柔軟かつきめ細かく対応できるよう、抜本的に拡充
 - ・児童の居宅に加え、支援者の自宅を活用
 - ・昼間、夜間、宿泊などの多様な時間帯の利用を推進
 - ・補助対象事業者を市町村に拡大し、利用者が必要とする時に利用できるよう事業量を大幅に拡大
 - ・補助基準額の引上げと柔軟な利用料の設定
 - ・出張等の場合に対応できる宿泊型を創設
 - ・支援者として里親、児童委員、母子家庭の母等を積極的に活用
 - ・支援者向け講習会の実施

②ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実

児童福祉施設等で実施している子どものショートステイ（短期入所）やトワイライトステイ（夜間）事業の拡充を図るとともに、低所得世帯のひとり親家庭の利用料徴収免除制度を創設

母子家庭等の経済的自立のための就労支援

【就労支援策の3本柱】

- 1 より良い就業に向けた能力の開発
- 2 母子家庭の母の状況に応じた就業のあっせん
- 3 所得の増大に結びつく雇用機会創出のための支援

1 より良い就業に向けた能力の開発

①能力開発に資する就業支援講習会の新たな展開

都道府県（母子寡婦団体等が委託を受けて実施する場合を含む）が実施している就業支援講習会を大幅に拡充

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 就労支援員（仮称）を配置し、就労相談を実施
- ・ 求職活動のノウハウや自己アピールの方法について講習を実施
- ・ 託児サービスの提供
- ・ 就業支援講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等を有効に活用

②積極的な受講あっせんの実施

母子家庭の母等に対して、受講指示に加え受講推薦を積極的に実施

③自立支援教育訓練給付（仮称）の創設

指定教育訓練講座の受講料の一部を支給

④母子家庭高等技能訓練促進費（仮称）の創設

看護婦、介護福祉士等就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上履修し、資格を取得した場合に、訓練期間に応じて一定額を訓練促進費として支給

⑤技能修得中の生活資金貸付け制度（仮称）の創設

公共職業能力開発施設等における技能修得期間中の生活保障のため、生活資金を拡充して貸付け

2 母子家庭の母の状況に応じた就業あっせん

①ハローワークにおける就業あっせん等

- ハローワークにおいて、母子家庭の母等に対してきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、保育・介護情報について（財）21世紀職業財団と連携して提供するほか、母子家庭の母等に対して職業紹介を行う母子寡婦団体等の無料職業紹介機関に対し、求人情報の提供を行う
- 特に、両立支援ハローワークにおいてきめ細かな職業相談、職業紹介を実施するとともに、登録制度を拡大し、パートタイム労働者等として就労中であるが常用労働者への移行を希望する母子家庭の母等に対して、求人情報等各種の情報を提供し、必要な指導援助を実施してキャリアアップを支援

②市等地方公共団体における求人情報の提供、相談

- 福祉事務所設置自治体に、母子自立支援員（仮称）を新たに配置
- 児童扶養手当の手続きを行う際に、ハローワークと連携して、求人情報の提供や就職・能力開発に関する相談等を実施

③母子寡婦団体における就職情報の提供や無料職業紹介の実施

- 母子寡婦団体において、ハローワーク及び福祉人材センターと連携して、求人情報をメールや郵送により提供
- 母子寡婦団体が、許可を受け、就業支援講習会修了者等について、ハローワークの求人情報等を活用しつつ無料職業紹介事業を行うとともに人材派遣業を実施
 - ・職業紹介時等において託児サービスを実施
- 無料職業紹介事業を行う母子寡婦団体がハローワークの求人情報を入手するためのパソコンの貸与や団体の担当者に対する職業相談・職業紹介技法等についての研修会を実施

3 所得の増大に結びつく雇用機会創出のための支援

失業した母子家庭の母など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、その対象を母子家庭の母が多いパートタイム労働者にも拡大

① 事業主に対する常用雇用転換奨励金の創設

○通常のパートとして、又は常用雇用へのトライアルとしてパートで雇用されている母子家庭の母を常用雇用に転換した場合に支給する常用雇用転換奨励金創設

② 母子寡婦団体が行う事業に対する支援

- 母子福祉団体が、母子家庭の母の福祉の増進を図るための事業を行う場合、貸付けを実施
- 母子家庭の母等の起業資金の助成
- 公的機関は、母子福祉団体に対し、優先的に事業を発注

【養育費施策の3本柱】

- 1 養育費支払いについての社会的気運の醸成
- 2 養育費についての取り決めの促進
- 3 養育費取得のための司法手続へのアクセスの確保

1 養育費支払いについての社会的気運の醸成

①別れた親の養育費支払いの責務の明確化

- 別れた父親が児童に対する扶養義務の履行として養育費を支払うべき努力義務を法律（母子及び寡婦福祉法を中心に検討）に規定
- 扶養義務の果たし方と養育費についての調査・研究を推進

②啓発活動の促進

- 母子寡婦団体、NPOなどの関係団体によるシンポジウムなど広報・啓発活動を実施
- 国、地方公共団体も子どものしあわせの観点から積極的に啓発活動を実施

2 養育費についての取り決めの促進

①各種相談制度の充実

- 現在都道府県で実施している「特別相談事業」としての法律相談の充実
 - ・実施回数の増加
 - ・法律専門家への委託の拡充 など
- 婦人相談所の相談機能の強化
 - ・相談員に対する研修の強化
 - ・養育費に関する相談を法律専門家に委託

- 母子寡婦団体による養育費相談体制の強化
 - ・養育費専門相談員の配置
 - ・養育費に関する相談を法律専門家に委託
- 各種団体による無料法律相談の活用

② 情報提供

- 養育費取得のための手続、相談窓口について、行政（児童扶養手当関係窓口や婚姻関係窓口）及び関係団体（母子寡婦団体等）による情報提供活動を実施

③ 養育費のガイドライン

養育費に関するガイドラインの作成について検討

3 養育費取得のための司法手続へのアクセスの確保

① 養育費を取得するための支援制度の充実

- 養育費を取得するために必要な費用についての支援を充実
- ・母子寡婦福祉貸付金の活用の検討
 - ・民事法律扶助制度の活用

② 民事執行制度の強化（法務省）

権利実現の実効性をより一層高めるための民事執行制度の見直しの一環として、養育費などの定期的な少額債務の履行確保に向けた制度の見直しを法務省において検討中

【経済的支援等】

- 1 市等における総合的な支援
- 2 母子寡婦福祉貸付金の充実

1 市等における総合的な支援

児童扶養手当の支給期間中に、市等の窓口において、母子自立支援員（仮称）による自立のための相談、情報提供、計画作成などを行い、受給者が就労により自立できるよう様々な角度から総合的な援助を実施

2 母子寡婦福祉貸付金の充実

- 児童扶養手当の見直しに伴い影響を受ける者に対して十分な配慮を行うための貸付の実施
- 修学資金など児童が連帯債務を負担する借主に加わる資金の貸付けについての連帯保証人要件の緩和
- 公共職業訓練期間中に生活資金のみの貸付けを実施するなど生活資金貸付の充実
- 技能習得に必要な資金について、一括貸付を実施（12月分60万円）
- 母子寡婦福祉団体に対する事業開始資金の貸付対象事業の拡大

母子家庭等就業支援センター事業

(母子家庭等の経済的自立のための就労支援(案)の1の①と2の③を一体的に実施)

母子寡婦団体等を活用して、母子家庭の母等に対して、相談から就業支援講習会の実施(1の①)、就職情報の提供(2の③)、職業紹介に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するため母子家庭等就業支援センター事業を創設する。

○都道府県、指定都市、中核市が就労支援センター事業を行い、これに対して、将来的に安定した事業運営ができるよう、助成。

○都道府県等は、母子家庭等の実情を踏まえた、弾力的・機動的な事業実施ができるよう、積極的に母子寡婦団体を活用。

※このため、母子寡婦団体において、相談や情報提供などの一環したサービスを提供できる体制を整備

○本事業に就労支援のための各種の給付を組み合わせ、総合的に母子家庭等の就労を支援。

母子家庭等就労支援センター事業の創設

相談から就業までの一貫した就業支援サービスの提供(都道府県事業・全部又はその一部を委託可能)

